議会議案第８号

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年（2026年）３月４日提出

提出者　鎌倉市議会議会運営委員長
長　嶋　竜　弘

（提案理由）

鎌倉市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称を変更し、その所管事項を改めることについて必要な規定の整備を行うため、鎌倉市議会会議規則第15条第２項の規定により提出するものである。

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和27年９月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号及び第３号を次のように改める。

⑵　教育こども常任委員会

⑶　観光厚生常任委員会

第４条第１号中「共生共創部」を「政策部」に改め、「総務部」の次に「、市民防災部、消防本部」を加え、同条第２号中「教育福祉常任委員会」を「教育こども常任委員会」に改め、「、こどもみらい部及び健康福祉部」を削り、同条第３号中「市民環境常任委員会」を「観光厚生常任委員会」に、「市民防災部」を「文化観光部、健康福祉部」に、「消防本部」を「農業委員会」に改め、同条第４号中「まちづくり計画部、都市景観部、都市整備部及び農業委員会」を「都市政策部、都市調整部及び都市整備部」に改める。

第５条第１項第２号中「教育福祉常任委員会」を「教育こども常任委員会」に改め、同項第３号中「市民環境常任委員会」を「観光厚生常任委員会」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　施行日の前日において改正前の第２条第１項各号に規定するそれぞれの常任委員会の委員長、副委員長又は委員であった者は、施行日に改正後の第２条第１項各号に規定するそれぞれの常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

３　施行日の前日において改正前の第４条の規定により各常任委員会に付託されていた事件は、改正後の第４条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。